

京都市告示第165号

平成29年3月31日京都市告示第711号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成29年7月1日から次のように改めます。

平成29年6月5日

京都市長 門川 大作

「

深草市営住宅	第2棟	101号, 102号, 104号 から110号まで, 201号 から205号まで及び207 号から210号まで	0.8213
		103号及び206号	0.9413
		301号, 303号及び503 号から505号まで	0.8913
		その他	0.7713
	第3棟	106号, 107号及び204 号から206号まで	0.9406
		301号及び306号	0.8906
		302号から305号まで, 307号及び308号	0.7706
		その他	0.8206

」

を

「

深草市営住宅	第2棟	101号, 102号, 104号 から106号まで, 108号 から110号まで, 201号 から205号まで及び207 号から210号まで	0.8213
--------	-----	--	--------

		103 号, 107 号及び 206 号	0.9413
		301 号, 303 号及び 503 号から 505 号まで	0.8913
		その他	0.7713
	第3棟	104 号, 106 号, 107 号及び204 号から 206 号まで	0.9406
		301 号及び 306 号	0.8906
		302 号から 305 号まで, 307 号及び 308 号	0.7706
		その他	0.8206

」

に,

「

川西市営住宅	第2棟	101 号から 103 号まで, 105 号, 201 号から 205 号まで及び 207 号	0.9003
		104 号, 206 号及び 208 号	1.0203
		305 号, 401 号, 402 号, 404 号, 408 号, 502 号, 504 号, 505 号及び 507 号	0.9703
		その他	0.8503

」

を

「

川西市営住宅	第2棟	101号から103号まで, 201号から205号まで 及び207号	0.9003
		104号, 105号, 206号及 び208号	1.0203
		305号, 401号, 402号, 404号, 408号, 502号, 504号, 505号及び507号	0.9703
		その他	0.8503

」

に,

「

石田東市営住宅	第5棟	102号から106号まで, 201号から204号まで及び206号	0.8045
		101号, 107号, 205号及び207号	0.9245
		301号, 403号, 404号, 407号 及び503号から506号まで	0.8745
		その他	0.7545

」

を

「

石田東市営住宅	第5棟	102号から106号まで, 201号, 203号, 204号及び206号	0.8045
		101号, 107号, 202号, 205号及び207号	0.9245
		301号, 403号, 404号, 407号 及び503号から506号まで	0.8745
		その他	0.7545

」

に,

「

石田西市営住宅	第2棟	101号から107号まで, 109号, 201号, 203号 から205号まで及び207 号から209号まで	0.8045
		108号, 202号及び206号	0.9245
		303号, 404号, 406号, 408 号及び409号	0.8745
		その他	0.7545

」

を

「

石田西市営住宅	第2棟	101号, 102号, 104号か ら107号まで, 109号, 201号, 203号から205 号まで及び207号から 209号まで	0.8045
		103号, 108号, 202号及 び206号	0.9245
		303号, 404号, 406号, 408 号及び409号	0.8745
		その他	0.7545

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)